

茨城県内で酒類の製造販売業を営んでいる申立会社の原発事故に伴う風評被害による営業損害について、県外に多く販売していること等の事情を考慮し、売上減少と原発事故との因果関係を認め、平成27年3月分までの逸失利益（影響割合4割）が賠償された事例。

## 和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X株式会社（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（平成28年4月1日以降は東京電力ホールディングス株式会社。以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する（以下「本和解」という。）。

### 1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### 記

(1) 損害項目 本件和解仲介に関する営業損害

(2) 期間 自 平成26年10月1日 至 平成27年3月末日

### 2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項記載の損害項目についての和解金として、金1076万7220円の支払義務があることを認める。

### 3 支払方法

（省略）

### 4 確認条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（第1項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

(1) 本和解に定める金額を超える部分については、本和解の効力は及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求をすることを妨げない。

(2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金については、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

### 5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各1通ずつを保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成28年4月6日

（仲介委員 出井直樹）